

## 9.7 エコマテリアル

### 9.7.1 現況調査

#### (1) 調査事項及びその選択理由

調査事項及びその選択理由は、表9.7-1に示すとおりである。

表 9.7-1 調査事項及びその選択理由

調査事項	選択理由
①種類及び供給状況 ②施設等でのエコマテリアルの利用状況 ③工事等に伴うエコマテリアルの状況 ④東京都等の目標、方針、基準等	事業の実施に伴うエコマテリアルの利用への取組・貢献の影響が考えられることから、左記の事項に係る調査が必要である。

#### (2) 調査地域

調査地域は、特に設定しない。

#### (3) 調査方法

##### 1) 種類及び供給状況

調査は、事業計画、既存資料の整理によった。

##### 2) 施設等でのエコマテリアルの利用状況

調査は、既存資料の整理によった。

##### 3) 工事等に伴うエコマテリアルの状況

調査は、既存資料の整理によった。

##### 4) 東京都等の目標、方針、基準等

調査は、国等による環境物品等の調達推進等に関する法律（平成12年法律第100号）（以下「グリーン購入法」という。）、「環境物品等の調達推進に関する基本方針」（平成29年2月7日変更閣議決定）、「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成29年4月 東京都）の目標、方針、基準等の整理によった。

#### (4) 調査結果

##### 1) 種類及び供給状況

###### ア. エコマテリアルの種類

国の公共工事における特定調達品目の「資材」は、表9.7-2に示すとおりである。

表 9.7-2 国が公共工事の中で設定する特定調達品目（資材）

品目分類	品目名
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土
	土工用水砕スラグ
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ
コンクリート用スラグ骨材	高炉スラグ骨材
	フェロニッケルスラグ骨材
	銅スラグ骨材
	電気炉酸化スラグ骨材
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物
	中温化アスファルト混合物
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材
	再生骨材等
小径丸太材	間伐材
混合セメント	高炉セメント
	フライアッシュセメント
セメント	エコセメント
コンクリート及びコンクリート製品	透水性コンクリート
鉄鋼スラグ水和固化体	鉄鋼スラグブロック
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート
塗料	下塗用塗料（重防食）
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料
	高日射反射率塗料
防水	高日射反射率防水
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック（焼成）
	再生材料を用いた舗装用ブロック類（プレキャスト無筋コンクリート製品）
園芸資材	バークたい肥
	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）
道路照明	LED 道路照明
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック
タイル	セラミックタイル
建具	断熱サッシ・ドア
製材等	製材
	集成材
	合板
	単板積層材
	直交集成板
フローリング	フローリング
再生木質ボード	パーティクルボード
	繊維板
	木質系セメント板
ビニル系床材	ビニル系床材
断熱材	断熱材
照明機器	照明制御システム
変圧器	変圧器
空調用機器	吸収冷温水機
	氷蓄熱式空調機器
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
	送風機
	ポンプ
配管材	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
衛生器具	自動水栓
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器
	洋風便器
コンクリート用型枠	再生材料を使用した型枠
	合板型枠

出典：「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 29 年 2 月 7 日変更閣議決定）

東京都では、公共工事にあたって「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」により、環境物品等を最大限に活用することとしている。

特に、「東京都建設リサイクル推進計画」及び同ガイドラインにおいて、都が政策として、各種の副産物対策や環境負荷の軽減のため建設（実施）する施設や事業等における副産物又は製品を、「特別品目」として指定している。このうち、副産物の有効利用に関するものは、表9.7-3に示すとおりであり、建設発生土、建設泥土等の有効利用を図る副産物等が指定されている。

表 9.7-3 東京都が定める特別品目

分類	エコマテリアルの種類
建設発生土の有効利用を図るもの	建設発生土、良質土、普通土、改良土、粒状改良土、流動化処理土、一体施工システム内処理土、分級処理土、しゅんせつ土、しゅんせつ土改良土
建設泥土の有効利用を図るもの	建設泥土改良土、流動化処理土
建設発生木材の有効利用を図るもの	再生木質ボード類
熱帯雨林材等の使用を抑制するもの	環境配慮型型枠
コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの	再生クラッシュラン、再生砕石（擁壁等裏込め用）、再生砕石（グラベルコンパクションパイル工法用）、再生単粒度砕石（浸透トレンチ用）、再生粒度調整砕石、再生砂、再生加熱アスファルト混合物、再生加熱アスファルト処理混合物、再生骨材 L を用いたコンクリート等、再生骨材 M を用いたコンクリート等、再生骨材 H を用いたレディーミクストコンクリート、再生コンクリート路盤材、再生コンクリート砕石等、道床砕石
廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの	エコセメント（直接利用）、エコセメントを用いた均し（捨て）コンクリート等、エコセメントを用いたレディーミクストコンクリート、エコセメントを用いたコンクリート二次製品、熔融スラグ（直接利用）、熔融スラグを用いたコンクリート二次製品、熔融スラグを用いた再生加熱アスファルト混合物、スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品、スーパーアッシュを用いた土木材料、アスファルト混合物用汚泥焼却灰を用いた加熱アスファルト混合物（再生・一般）、浄水場発生土を用いたグラウンド舗装材、浄水場発生土を用いた緑化用土、浄水場発生土を用いた土ブロック
都内の森林再生のため多摩産材の有効利用を図るもの	多摩産材（直接利用）、多摩産材を用いた道路（林道を含む）施設材料、多摩産材を用いた河川（治山を含む）施設材料、多摩産材を用いた建築材料、多摩産材を用いた仮設材料
温室効果ガスの削減を図るもの	温室効果ガスの削減に資する資材・建設機械・工法・目的物、高効率空調用機器（熱源機器）、高効率空調用機器（熱源以外の空調機器）、発光ダイオードを用いた交通信号機、LED を光源とする照明器具、高効率のランプ等を使用した照明器具（道路照明）、ノンフロン断熱材
ヒートアイランド対策を図るもの	ヒートアイランド対策に資する資材・建設機械・工法・目的物、高反射率塗料
その他環境負荷の低減に寄与するもの	LED を光源とする非常用照明器具、照明制御システム、環境配慮形（EM）電線・ケーブル、RoHS 指令対応電線・ケーブル、鉛フリー亀甲金網、低 VOC 塗料、都内産の緑化植物（支給材）、都内産の緑化植物（請負材）、電炉鋼材などのリサイクル鋼材

出典：「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（平成 29 年 4 月 東京都）

## イ. エコマテリアルの供給状況

公共工事において利用量が多い再生骨材及び混合セメントの供給量は、表9.7-4及び表9.7-5に示すとおりである。

東京都に出荷されている砕石は、平成24年～平成28年で、約8,400千t～約8,800千tであるのに対して、再生骨材は、平成24年で281千tとなっている。

また、東京都におけるセメントの販売高は、平成24年～平成28年で、約3,000千t～約3,500千tであり、各年とも80%以上がポルトランドセメントとなっている。

表 9.7-4 東京都への砕石及び再生骨材の出荷量

年次	砕石			再生骨材		
	東京都への出荷合計			東京都への出荷合計		
		出荷元			出荷元	
		都内	都外		都内	都外
	(千t)	(千t)		(千t)	(千t)	
平成24年	8,646	3,473	5,173	281	240	41
平成25年	8,844	3,657	5,187	(6)	X	6
平成26年	8,833	3,615	5,219	(5)	X	5
平成27年	8,815	3,543	5,272	(11)	X	11
平成28年	8,386	3,635	4,752	(17)	X	17

注1) 表中の「X」は数字の秘匿を示す。

2) 表中の( )内の数値は、数字の秘匿分を除いた合計値を示す。

3) 表中の数値は、出典の記載どおりとしている。

出典：「平成24年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

「平成25年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

「平成26年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

「平成27年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

「平成28年砕石等統計年報」(経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課)

表 9.7-5 セメントの種類別販売高(東京都)

年次	ポルトランドセメント		混合セメント		その他のセメント		計 (t)
	(t)	(%)	(t)	(%)	(t)	(%)	
平成24年	2,830,987	83.2	558,706	16.4	14,659	0.4	3,404,352
平成25年	2,865,918	82.5	589,602	17.0	18,815	0.5	3,474,335
平成26年	2,791,476	85.0	473,951	14.4	18,643	0.6	3,284,070
平成27年	2,779,873	85.8	450,272	13.9	9,743	0.3	3,239,888
平成28年	2,581,257	87.0	374,990	12.6	11,924	0.4	2,968,171

出典：「2012年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成29年8月29日参照 (一社)セメント協会ホームページ)

「2013年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成29年8月29日参照 (一社)セメント協会ホームページ)

「2014年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成29年8月29日参照 (一社)セメント協会ホームページ)

「2015年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成29年8月29日参照 (一社)セメント協会ホームページ)

「2016年暦年度 都道府県別種類別販売高」(平成29年8月29日参照 (一社)セメント協会ホームページ)

<http://www.jcassoc.or.jp/cement/1jpn/jh3.html>

## 2) 施設等でのエコマテリアルの利用状況

スポーツ競技施設、又は大規模集客イベントにおけるリサイクル品の利用事例は、表 9.7-6 に示すとおりである。

表 9.7-6 競技施設・大規模集客イベントにおけるリサイクル品の利用

施設・イベント	利用品目・概要
よさこい高知国体 (平成 14 年)	・ごみの焼却炉から出るガラススラグから参加章を作成した。
愛知万国博覧会	・バガス(サトウキビの搾りかす)由来の成型紙食器を環境推奨品に選定、会場で使用した。
洞爺湖サミット	・椅子のパーツの一部(機構部カバー、レバー等)に、廃車から回収したバッテリーケースより再生したポリプロピレンを 100%使用した椅子を採用した。
IAI スタジアム日本平(清水エスパルス)	・スタジアム内に設置した専用回収ボックスで回収した紙コップを、トイレトーパーにリサイクルし、スタジアムで使用。
大分スポーツ公園総合競技場	・PLA(バイオマス原料プラスチック)製の再使用可能カップをドリンク用に導入実績あり。
小瀬スポーツ公園陸上競技場	〃
横浜国際総合競技場(日産スタジアム)	〃
瑞穂陸上競技場	〃
SUMMER SONIC TOKYO (屋外音楽イベント)	・PLA(バイオマス原料プラスチック)製の再使用可能カップをビール用に導入実績あり。
幕張メッセ	・施設内カーペット更新時に、カーボンオフセット(リサイクル材使用)商品の採用に積極的に取り組んでいる。

出典：「第 68 回国民体育大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会環境指針」(平成 22 年 2 月 第 68 回国民体育大会・第 13 回全国障害者スポーツ大会東京都準備委員会)  
「エコ・アイ」(平成 29 年 1 月 10 日参照 (株)エコ・アイホームページ)  
<http://www.ecoi.co.jp/ex.html>  
「Ud&Eco style (ユードエコスタイル) スポットライト」(平成 29 年 1 月 10 日参照 (株)イトーキホームページ) <http://www.itoki.jp/udeco/spotlight/toyako.html>  
「環境省「fun to share」キャンペーンウェブサイト チャレンジ 25 キャンペーン活動報告」(平成 29 年 1 月 10 日参照 環境省ホームページ) <http://funtoshare.env.go.jp/>  
「平成 16 年度デポジット制度導入実証事業に関する検討調査報告書」(平成 17 年 3 月 三重県)  
「CSR・企業の社会的貢献」(平成 29 年 1 月 10 日参照 (株)幕張メッセホームページ)  
<https://www.m-messe.co.jp/organizers/company/csr.html>

## 3) 工事等に伴うエコマテリアルの状況

公共工事における資材の特定調達品目の使用実績は、表 9.7-7(1)及び(2)に示すとおりである。

適用品目の数量割合は、90%以上の品目が多くなっているが、吹付けコンクリート、塗料(高日射反射率塗料)、防水、舗装材については、70%を下回る割合となっている。

表 9.7-7(1) 特定調達品目実績集計表（公共工事（資材））

品目分類	品目名	単位	数量			特定調達物品等 数量割合 ①/③
			特定調達物品等 ①	類似品等 ②	合計③ (=①+②)	
盛土材等	建設汚泥から再生した処理土	m <sup>3</sup>	311,111	15,642	358,002	95.6%
	土工用水砕スラグ	m <sup>3</sup>	8,776			
	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	m <sup>3</sup>	1,537			
	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	m <sup>3</sup>	20,936			
地盤改良材	地盤改良用製鋼スラグ	m <sup>3</sup>	7,349	2,176	9,525	77.2%
コンクリート用 スラグ骨材	高炉スラグ骨材	m <sup>3</sup>	8,040	482	10,493	95.4%
	フェロニッケルスラグ骨材	m <sup>3</sup>	927			
	銅スラグ骨材	m <sup>3</sup>	1,044			
	電気炉酸化スラグ骨材	m <sup>3</sup>	0			
アスファルト混合物	再生加熱アスファルト混合物	t	1,594,743	9,530	1,639,817	99.4%
	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	t	9,816			
	中温化アスファルト混合物	t	25,728			
路盤材	鉄鋼スラグ混入路盤材	m <sup>3</sup>	40,966	35,311	2,581,596	98.6%
	再生骨材等	m <sup>3</sup>	2,505,318			
小径丸太材	間伐材	m <sup>3</sup>	41,249			
混合セメント	高炉セメント	t	437,397	3,197	457,645	99.3%
	フライアッシュセメント	t	17,051			
	生コンクリート(高炉)	m <sup>3</sup>	3,207,472	30,826	3,275,744	99.1%
	生コンクリート(フライアッシュ)	m <sup>3</sup>	37,445			
セメント	エコセメント	個	30,040			
コンクリート及び コンクリート製品	透水性コンクリート	m <sup>3</sup>	1,752			
	透水性コンクリート2次製品	個	252,284			
鉄鋼スラグ水和 固化体	鉄鋼スラグブロック	kg	4,512,198	0	4,512,198	100.0%
吹付けコンクリート	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	m <sup>3</sup>	109,893	424	110,317	99.6%
塗料	下塗用塗料(重防食)	kg	392,391	6,088	398,479	98.5%
	低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料	m <sup>2</sup>	1,437,156	10,529	1,447,685	99.3%
	高日射反射率塗料	m <sup>2</sup>	15,873	2,148	18,021	88.1%
防水	高日射反射率防水	m <sup>2</sup>	43,385	9,091	52,477	82.7%
舗装材	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	m <sup>2</sup>	3,468	1,577	10,357	85.0%
	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	m <sup>2</sup>	5,492			
園芸資材	バークたい肥	kg	6,583,964	35,729	7,161,936	99.5%
	下水道汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	kg	542,244			
道路照明	環境配慮型道路照明	台	5,601	170	5,771	97.1%
中央分離帯ブロック	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	個	2,825	215	3,040	92.9%
タイル	陶磁器質タイル	m <sup>2</sup>	154,328	2,909	157,236	98.1%
建具	断熱サッシ・ドア	工事数	2,181			

注1) 品目名については、平成27年度基本方針に基づく名称としている。

2) 類似品目が共通しているものは、該当する特定調達物品全体の数量割合を算出している。

3) 間伐材、エコセメント、透水性コンクリート、透水性コンクリート2次製品、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、断熱材、再生材料を使用した型枠の特定調達物品等数量割合は、類似品目の特定が困難なため算出していない。

4) 基本方針に定める品目名「透水性コンクリート」は、透水性コンクリートと透水性コンクリート2次製品に分けて計上している。

5) 「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の集計に当たっては、特定調達物品等の数量を、mで計上している場合と工事数で計上している場合がある。

出典：「平成27年度国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等」

(平成29年8月17日参照 環境省ホームページ) <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryuu.html>

表 9.7-7(2) 特定調達品目実績集計表（公共工事（資材））

品目分類	品目名	単位	数量			特定調達物品等 数量割合 ①/③
			特定調達物品等 ①	類似品等 ②	合計③ (=①+②)	
製材等	製材	m <sup>3</sup>	4,388			
	集成材	m <sup>3</sup>	1,815			
	合板	m <sup>2</sup>	430,094			
		m <sup>3</sup>	324			
単板積層材	m <sup>3</sup>	411				
フローリング	フローリング	m <sup>2</sup>	115,932	1,566	117,498	98.7%
再生木質ボード	パーティクルボード	m <sup>2</sup>	23,828	229	24,057	99.0%
	繊維板	m <sup>2</sup>	7,187	1	7,188	100.0%
	木質系セメント板	m <sup>2</sup>	17,454	0	17,454	100.0%
ビニル系床材	ビニル系床材	m <sup>2</sup>	637,599	21,339	658,938	96.8%
断熱材	断熱材	工事数	21,953			
照明機器	照明制御システム	工事数	386	16	402	96.0%
変圧器	変圧器	台	1,036	4	1,040	99.6%
空調用機器	吸収冷温水機	台	70	3	73	95.9%
	氷蓄熱式空調機器	台	6	0	6	100.0%
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	台	845	11	856	98.7%
	送風機	台	6,896	48	6,944	99.3%
	ポンプ	台	597	16	613	97.4%
配管材	排水・通気用再生硬質塩化ビニル管	m	134,468	20,450	154,918	86.8%
		工事数	25	0	25	100.0%
衛生器具	自動水栓	工事数	523	7	530	98.7%
	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	工事数	352	30	382	92.1%
	洋風便器	工事数	806	8	814	99.0%
コンクリート用 型枠	再生材料を使用した型枠	工事数	400			
	合板型枠	工事数	8,883			

注1) 品目名については、平成27年度基本方針に基づく名称としている。

2) 類似品目が共通しているものは、該当する特定調達物品全体の数量割合を算出している。

3) 間伐材、エコセメント、透水性コンクリート、透水性コンクリート2次製品、断熱サッシ・ドア、製材、集成材、合板、単板積層材、フローリング、断熱材、再生材料を使用した型枠の特定調達物品等数量割合は、類似品目の特定が困難なため算出していない。

4) 基本方針に定める品目名「透水性コンクリート」は、透水性コンクリートと透水性コンクリート2次製品に分けて計上している。

5) 「排水・通気用再生硬質塩化ビニル管」の集計に当たっては、特定調達物品等の数量を、m で計上している場合と工事数で計上している場合がある。

6) 数値については、平成27年12月25日現在の暫定である。

出典：「平成27年度国等の機関によるグリーン購入の実績及びその環境負荷低減効果等」

(平成29年8月30日参照 環境省ホームページ) <https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/shiryou.html>

都内の建築物におけるエコマテリアルの利用例は、表 9.7-8 に示すとおりである。  
再生骨材や混合セメント、リサイクル鋼材が利用されている。

表 9.7-8 エコマテリアルの利用例

項目	墨田区総合体育館 (建築主：すみだスポーツ サポート PFI 株式会社)	大田区総合体育館 (建築主：大田区)	都立神代高等学校 改築及び改 修工事 体育館・武道場棟 (建築主：東京都)
用途	集会所等、工場等	集会所等、工場等	学校等
工事完了（予定）	平成 22 年 8 月	平成 24 年 3 月	平成 33 年 11 月
再生骨材等利用			
再生骨材等を利用 したコンクリート 等の使用の有無	有	無	無
種別	再生骨材	—	—
利用部位	捨てコンクリート	—	—
混合セメント等利用			
混合セメント等の 利用の有無	無	有	有
種別	—	高炉 B 種	高炉 B 種
利用部位	—	マットスラブ・基礎梁	捨てコンクリート
リサイクル鋼材利用			
リサイクル鋼材の 利用の有無	有	有	無
構造材料への利用 の程度	特定の部位に利用	特定の部位に利用	—
利用部位	厚板、平板、H 型鋼	鉄骨小梁・スライスプレート	—
エコマテリアル利用			
概要	内装材は F☆☆☆☆のものを 使用	内装材は F☆☆☆☆のものを 使用	内装材は F☆☆☆☆のものを 使用
詳細	—	—	—

注) 「エコマテリアル使用」における「F☆☆☆☆」は、シックハウス対策として、使用面積の制限のない建築材料を示す。

出典：「東京都建築物環境計画書制度 計画書の公表」（平成 29 年 8 月 16 日参照 東京都環境局ホームページ）

[http://www7.kankyo.metro.tokyo.jp/building/area\\_select.html](http://www7.kankyo.metro.tokyo.jp/building/area_select.html)

#### 4) 東京都等の目標、方針、基準等

エコマテリアルに関する東京都等の目標、方針、基準等については、表 9.7-9(1)～(5)に示すとおりである。

また、東京都では平成 14 年 6 月より「建築物環境計画書制度」を導入しており、延床面積 5,000m<sup>2</sup> を超える新築・増築を行う建築物には、建築主自身が環境配慮の取組を評価した書類を計画・変更時・完了時に提出することが義務付けられている。この中で、エコマテリアルについての項目と評価基準は、表 9.7-10 に示すとおりであり、再生骨材や混合セメント、リサイクル鋼材等の利用についての評価基準が設定されている。

なお、エコマテリアルに関連する各種リサイクルに係る方針等については、「9.6 廃棄物 9.6.1 現況調査 (4) 調査結果 5) 東京都等の計画等の状況」(p.113～117 参照) に示すとおりである。



表 9.7-9(1) エコマテリアルに関する目標、方針、基準等

関係計画等	目標・施策等
<p>国等による環境物品等の調達を推進等に関する法律 (平成12年法律第100号)</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(国及び独立行政法人等の責務)</p> <p>第三条 国及び独立行政法人等は、物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に当たっては、環境物品等への需要の転換を促進するため、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択するよう努めなければならない。</p> <p>2 国は、教育活動、広報活動等を通じて、環境物品等への需要の転換を促進する意義に関する事業者及び国民の理解を深めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民が相互に連携して環境物品等への需要の転換を図る活動を促進するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(地方公共団体及び地方独立行政法人の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じて、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>2 地方独立行政法人は、当該地方独立行政法人の事務及び事業に関し、環境物品等への需要の転換を図るための措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>(事業者及び国民の責務)</p> <p>第五条 事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。</p> <p>(環境物品等の調達の基本方針)</p> <p>第六条 国は、国及び独立行政法人等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 国及び独立行政法人等による環境物品等の調達の推進に関する基本的方向</p> <p>二 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに当該基準を満たす物品等（以下「特定調達物品等」という。）の調達の推進に関する基本的事項</p> <p>三 その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項</p> <p>(環境物品等の調達方針)</p> <p>第七条 各省各庁の長及び独立行政法人等の長（当該独立行政法人等が特殊法人である場合にあっては、その代表者。以下同じ。）は、毎年度、基本方針に即して、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成しなければならない。</p> <p>2 前項の方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 特定調達物品等の当該年度における調達の目標</p> <p>二 特定調達物品等以外の当該年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標</p> <p>三 その他環境物品等の調達の推進に関する事項</p> <p>3 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 各省各庁の長及び独立行政法人等の長は、第一項の方針に基づき、当該年度における物品等の調達を行うものとする。</p>

表 9.7-9(2) エコマテリアルに関する目標、方針、基準等

関係計画等	目標・施策等										
環境物品等の調達 の推進に関する基 本方針 (平成 29 年 2 月 7 日変更閣議決定)	<p>&lt;環境物品等の調達推進の基本的考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国等の各機関は、以下の考え方に則り調達を行う。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 調達に当たっては、環境負荷の低減に資することが要素の一つとなる。</li> <li>② 地球温暖化、大気汚染、水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等の多岐にわたる環境負荷項目をできる限り包括的にとらえ、かつライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。また、地域に特有の環境問題を抱える地域にあつては、当該環境問題に対応する環境負荷項目に重点を置いて、物品等を調達する。</li> <li>③ 調達総量を抑制するよう合理的な使用等に努めるものとし、調達された環境物品等について長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意する。</li> </ol> </li> <li>・ 特定調達品目について               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各機関は、特定調達品目ごとに、毎年度調達目標を設定する。</li> <li>② 特定調達品目ごとに数値等の明確な判断基準を設定する。ただし、判断基準のみでなく、ライフサイクル全体で環境負荷低減を図った物品調達に努めることが望ましい。</li> <li>③ 特定調達品目と判断の基準等は、適宜見直しを行う。</li> <li>④ 公共工事については資材等の他に環境負荷の少ない工法等を含む種々の方策が考えられ、ライフサイクル全体にわたった総合的な観点からの検討を進める。</li> </ol> </li> <li>・ 特定調達品目の分野及び品目一覧(公共工物品目)</li> </ul>										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 931 518 960">分野</th> <th data-bbox="518 931 1388 960">品目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 960 518 1659">資材</td> <td data-bbox="518 960 1388 1659">           建設汚泥から再生した処理土/土工用水砕スラグ            銅スラグを用いたケーソン中詰め材            フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材/地盤改良用製鋼スラグ            高炉スラグ骨材/フェロニッケルスラグ骨材/銅スラグ骨材            電気炉酸化スラグ骨材/再生加熱アスファルト混合物            鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物/中温化アスファルト混合物            鉄鋼スラグ混入路盤材/再生骨材等/間伐材/高炉セメント            フライアッシュセメント/エコセメント/透水性コンクリート            鉄鋼スラグブロック/フライアッシュを用いた吹付けコンクリート            下塗用塗料(重防食)/低揮発性有機溶剤型の路面標示水性塗料            高日射反射率塗料/高日射反射率防水            再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)            再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)            バークたい肥/下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)            LED道路照明/再生プラスチック製中央分離帯ブロック            セラミックタイル/断熱サッシ・ドア/製材/集成材/合板/単板積層材            直交集成板/フローリング/パーティクルボード/繊維板/木質系セメント板            ビニル系床材/断熱材/照明制御システム/変圧器/吸収冷温水機            氷蓄熱式空調機器/ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機/送風機/ポンプ            排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管/自動水栓            自動洗浄装置及びその組み込み小便器/洋風便器/再生材料を使用した型枠            合板型枠         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1659 518 1731">建設機械</td> <td data-bbox="518 1659 1388 1731">           排出ガス対策型建設機械/低騒音型建設機械         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1731 518 1870">工法</td> <td data-bbox="518 1731 1388 1870">           低品質土有効利用工法/建設汚泥再生処理工法/            コンクリート塊再生処理工法/路上表層再生工法/路上再生路盤工法            伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法            泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1870 518 1944">目的物</td> <td data-bbox="518 1870 1388 1944">           排水性舗装/透水性舗装/屋上緑化         </td> </tr> </tbody> </table>	分野	品目	資材	建設汚泥から再生した処理土/土工用水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材/地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材/フェロニッケルスラグ骨材/銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材/再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物/中温化アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材/再生骨材等/間伐材/高炉セメント フライアッシュセメント/エコセメント/透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック/フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料(重防食)/低揮発性有機溶剤型の路面標示水性塗料 高日射反射率塗料/高日射反射率防水 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) 再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品) バークたい肥/下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト) LED道路照明/再生プラスチック製中央分離帯ブロック セラミックタイル/断熱サッシ・ドア/製材/集成材/合板/単板積層材 直交集成板/フローリング/パーティクルボード/繊維板/木質系セメント板 ビニル系床材/断熱材/照明制御システム/変圧器/吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器/ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機/送風機/ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管/自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器/洋風便器/再生材料を使用した型枠 合板型枠	建設機械	排出ガス対策型建設機械/低騒音型建設機械	工法	低品質土有効利用工法/建設汚泥再生処理工法/ コンクリート塊再生処理工法/路上表層再生工法/路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法	目的物	排水性舗装/透水性舗装/屋上緑化
分野	品目										
資材	建設汚泥から再生した処理土/土工用水砕スラグ 銅スラグを用いたケーソン中詰め材 フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材/地盤改良用製鋼スラグ 高炉スラグ骨材/フェロニッケルスラグ骨材/銅スラグ骨材 電気炉酸化スラグ骨材/再生加熱アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物/中温化アスファルト混合物 鉄鋼スラグ混入路盤材/再生骨材等/間伐材/高炉セメント フライアッシュセメント/エコセメント/透水性コンクリート 鉄鋼スラグブロック/フライアッシュを用いた吹付けコンクリート 下塗用塗料(重防食)/低揮発性有機溶剤型の路面標示水性塗料 高日射反射率塗料/高日射反射率防水 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成) 再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品) バークたい肥/下水汚泥を用いた汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト) LED道路照明/再生プラスチック製中央分離帯ブロック セラミックタイル/断熱サッシ・ドア/製材/集成材/合板/単板積層材 直交集成板/フローリング/パーティクルボード/繊維板/木質系セメント板 ビニル系床材/断熱材/照明制御システム/変圧器/吸収冷温水機 氷蓄熱式空調機器/ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機/送風機/ポンプ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管/自動水栓 自動洗浄装置及びその組み込み小便器/洋風便器/再生材料を使用した型枠 合板型枠										
建設機械	排出ガス対策型建設機械/低騒音型建設機械										
工法	低品質土有効利用工法/建設汚泥再生処理工法/ コンクリート塊再生処理工法/路上表層再生工法/路上再生路盤工法 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法 泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法										
目的物	排水性舗装/透水性舗装/屋上緑化										

表 9.7-9(3) エコマテリアルに関する目標、方針、基準等

関係計画等	目標・施策等									
平成29年度東京都環境物品等調達方針 (公共工事) (平成29年4月 東京都)	<p>＜基本的事項＞</p> <p>(1) 目的</p> <p>本方針は、公共工事における資材（材料及び機材を含む。以下同じ。）、建設機械、工法、目的物などについて、環境物品等の使用及び環境影響物品等（原材料の調達や製造に環境破壊を伴うもの、使用することにより環境に悪影響を与えるもの、エネルギーや資源を浪費するものなどをいう。以下同じ。）の使用抑制に関し必要な事項を定め、これに基づく環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制を行うことにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図り、もって現在及び将来の都民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 適用範囲</p> <p>都が平成29年度に施工する公共工事のうち、起工額が500万円以上の建設工事等（解体工事のみの場合を除く。）に適用する。都の監理団体が施工するものを含む。都の報告団体が施工する工事についてもできる限り本方針に基づき環境物品等の使用の推進及び環境影響物品等の使用抑制に努めることが望ましいとしている。</p> <p>また、区市町村が発注する工事については、グリーン購入法第10条及びガイドラインに基づき、独自の環境物品等の調達方針（公共工事）を作成し公表することが望ましいとしているが、独自の環境物品等の調達方針（公共工事）が未整備の段階においては、本方針を準用して環境物品等の調達を推進するとしている。</p> <p>(3) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建設資源循環への寄与</li> <li>・ 廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化</li> <li>・ 他産業廃棄物の減量化及び最終処分場の延命化</li> <li>・ 都内産の資材の活用</li> <li>・ 温室効果ガスの削減</li> <li>・ 環境影響物品等の使用抑制</li> <li>・ 関係法令等の遵守</li> </ul> <p>＜調達方針＞</p> <p>(1) 調達する環境物品等</p> <p>都等が公共工事において調達する環境物品等は、以下の3品目からとし、重複する場合は①を優先する。</p> <table border="1" data-bbox="459 1240 1378 1749"> <thead> <tr> <th data-bbox="459 1240 520 1272"></th> <th data-bbox="520 1240 619 1272">品目</th> <th data-bbox="619 1240 1378 1272">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="459 1272 520 1615">①</td> <td data-bbox="520 1272 619 1615">特別品目</td> <td data-bbox="619 1272 1378 1615">           都が政策として、副産物対策や環境負荷軽減のため建設（実施）する施設・事業等における副産物又は製品。            1. 建設発生土の有効利用を図るもの            2. 建設泥土の有効利用を図るもの            3. 建設発生木材の有効利用を図るもの            4. 熱帯雨林材及び針葉樹材の使用を抑制するもの            5. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの            6. 廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの            7. 都内の森林育成のため多摩産材の有効利用を図るもの            8. 温室効果ガスの削減を図るもの            9. ヒートアイランド対策を図るもの            10. その他環境負荷の低減に寄与するもの         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="459 1615 520 1749">②</td> <td data-bbox="520 1615 619 1749">特定調達品目</td> <td data-bbox="619 1615 1378 1749">           国がグリーン購入法に基づき策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のうち、「公共工事」に分類される資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等と原則として同じもの。ただし、都等で調達することが適当でないものは除き、用語の表現や仕様等の一部は都独自の表現に改める。         </td> </tr> </tbody> </table>		品目	要件	①	特別品目	都が政策として、副産物対策や環境負荷軽減のため建設（実施）する施設・事業等における副産物又は製品。 1. 建設発生土の有効利用を図るもの 2. 建設泥土の有効利用を図るもの 3. 建設発生木材の有効利用を図るもの 4. 熱帯雨林材及び針葉樹材の使用を抑制するもの 5. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの 6. 廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの 7. 都内の森林育成のため多摩産材の有効利用を図るもの 8. 温室効果ガスの削減を図るもの 9. ヒートアイランド対策を図るもの 10. その他環境負荷の低減に寄与するもの	②	特定調達品目	国がグリーン購入法に基づき策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のうち、「公共工事」に分類される資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等と原則として同じもの。ただし、都等で調達することが適当でないものは除き、用語の表現や仕様等の一部は都独自の表現に改める。
	品目	要件								
①	特別品目	都が政策として、副産物対策や環境負荷軽減のため建設（実施）する施設・事業等における副産物又は製品。 1. 建設発生土の有効利用を図るもの 2. 建設泥土の有効利用を図るもの 3. 建設発生木材の有効利用を図るもの 4. 熱帯雨林材及び針葉樹材の使用を抑制するもの 5. コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊等の有効利用を図るもの 6. 廃棄物処理に伴う副産物の有効利用を図るもの 7. 都内の森林育成のため多摩産材の有効利用を図るもの 8. 温室効果ガスの削減を図るもの 9. ヒートアイランド対策を図るもの 10. その他環境負荷の低減に寄与するもの								
②	特定調達品目	国がグリーン購入法に基づき策定する「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」のうち、「公共工事」に分類される資材、建設機械、工法、目的物などの環境物品等と原則として同じもの。ただし、都等で調達することが適当でないものは除き、用語の表現や仕様等の一部は都独自の表現に改める。								

表 9.7-9(4) エコマテリアルに関する目標、方針、基準等

関係計画等	目標・施策等							
平成29年度東京都環境物品等調達方針 (公共工事) (平成29年4月 東京都) <続き>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="437 315 517 347"></th> <th data-bbox="517 315 619 347">品目</th> <th data-bbox="619 315 1382 347">要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="437 347 517 824">③</td> <td data-bbox="517 347 619 824">調達推進品目</td> <td data-bbox="619 347 1382 824">           1. 環境省「グリーン購入法に係る公共工事の特定調達品目候補群」に掲載された資材、建設機械、工法、目的物。            2. 都各局の新材料や新工法に関する取扱要領等により公募・評価のうえ採用された環境物品等。            3. 国土交通省「官庁施設の環境保全性に関する基準」に記載されている環境物品等。            4. 環境省ホームページに掲載されているエコマーク・エコ商品ねっと・エコリーフ環境ラベル・PCグリーンラベル等で認定している環境物品等。            5. 国土交通省「新技術情報提供システム」(NETIS)に登録されている環境物品等。            6. (財)建材試験センターその他の公的機関の登録制度などの対象となる環境物品等。            7. 他道府県等が運用する環境物品等の登録制度等の対象となっている資材、建設機械、工法、目的物。            8. 建設業団体が団体独自に定める環境物品等及び当該工事を請け負う建設業者がISO14001等環境管理システムを有し、独自に定める環境物品等。         </td> </tr> </tbody> </table>		品目	要件	③	調達推進品目	1. 環境省「グリーン購入法に係る公共工事の特定調達品目候補群」に掲載された資材、建設機械、工法、目的物。 2. 都各局の新材料や新工法に関する取扱要領等により公募・評価のうえ採用された環境物品等。 3. 国土交通省「官庁施設の環境保全性に関する基準」に記載されている環境物品等。 4. 環境省ホームページに掲載されているエコマーク・エコ商品ねっと・エコリーフ環境ラベル・PCグリーンラベル等で認定している環境物品等。 5. 国土交通省「新技術情報提供システム」(NETIS)に登録されている環境物品等。 6. (財)建材試験センターその他の公的機関の登録制度などの対象となる環境物品等。 7. 他道府県等が運用する環境物品等の登録制度等の対象となっている資材、建設機械、工法、目的物。 8. 建設業団体が団体独自に定める環境物品等及び当該工事を請け負う建設業者がISO14001等環境管理システムを有し、独自に定める環境物品等。	<p>注：平成29年度に調達する特別品目は表9.7-3に示す品目であり、平成29年度に調達する特定調達品目は、表9.7-2に示す品目のうち、「中温化アスファルト混合物」「LED道路照明」及び「再生プラスチック製中央分離帯ブロック」を除く品目である。</p> <p>(2)環境物品等の調達目標</p> <p>調達目標は、この基準に基づき最大限に環境物品等の調達を行うことをもって目標とし、今年度以降の調達実績を踏まえて定量的な目標のあり方について検討していくものとする。</p>
	品目	要件						
③	調達推進品目	1. 環境省「グリーン購入法に係る公共工事の特定調達品目候補群」に掲載された資材、建設機械、工法、目的物。 2. 都各局の新材料や新工法に関する取扱要領等により公募・評価のうえ採用された環境物品等。 3. 国土交通省「官庁施設の環境保全性に関する基準」に記載されている環境物品等。 4. 環境省ホームページに掲載されているエコマーク・エコ商品ねっと・エコリーフ環境ラベル・PCグリーンラベル等で認定している環境物品等。 5. 国土交通省「新技術情報提供システム」(NETIS)に登録されている環境物品等。 6. (財)建材試験センターその他の公的機関の登録制度などの対象となる環境物品等。 7. 他道府県等が運用する環境物品等の登録制度等の対象となっている資材、建設機械、工法、目的物。 8. 建設業団体が団体独自に定める環境物品等及び当該工事を請け負う建設業者がISO14001等環境管理システムを有し、独自に定める環境物品等。						
東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針 (平成27年3月 東京都)	<p>「東京都長期ビジョン」で明らかにした「持続可能な循環型都市の構築」を実現していくため、都のこれからの資源循環施策に関する基本的考え方や方向性を明確化するとともに推進に向けた取組を示したものである。</p> <p>○東京都が目指す姿</p> <p>東京は、2020年オリンピック・パラリンピックとその後を見据え、「東京の持続的発展を確保するため、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環を実現」</p> <p>○3つの柱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資源ロスの削減の促進</li> <li>・エコマテリアルの利用の促進</li> <li>・廃棄物の循環利用の更なる促進</li> </ul> <p>○具体的な取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先進企業等と共同した「持続可能な資源利用」に向けたモデル事業の実施</li> <li>・事業系廃棄物のリサイクルルールづくり</li> <li>・廃家電等の不適正処理・違法輸出の防止</li> <li>・都民・NGO等との連携</li> <li>・区市町村との連携</li> <li>・世界の大都市等との連携</li> </ul>							

表 9.7-9(5) エコマテリアルに関する目標、方針、基準等

関係計画等	目標・施策等
持続可能性に配慮した木材の調達基準 (東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会)	<p>1. 本調達基準の対象は以下の木材とする。</p> <p>ア建設材料として使用する製材、集成材、直交集成板、合板、単板積層材、フローリング</p> <p>イ建設に用いられるコンクリート型枠合板</p> <p>ウ家具に使用する木材（製材端材や建設廃材等を再生利用するものを除く）</p> <p>2. 組織委員会は、木材について、持続可能性の観点から以下の①～⑤が特に重要と考えており、これらを満たす木材の調達を行う。なお、コンクリート型枠合板については再使用の促進に努め、再使用する場合でも①～⑤を満たすことを目指し、少なくとも①は確保されなければならない。</p> <p>①伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令等に照らして手続きが適切になされたものであること</p> <p>②中長期的な計画又は方針に基づき管理経営されている森林に由来すること</p> <p>③伐採に当たって、生態系の保全に配慮されていること</p> <p>④伐採に当たって、先住民族や地域住民の権利に配慮されていること</p> <p>⑤伐採に従事する労働者の安全対策が適切に取られていること</p> <p>3. FSC、PEFC、SGECによる認証材については、上記2の①～⑤への適合度が高いものとして原則認める。</p> <p>4. 上記3の認証材でない場合は、上記2の①～⑤に関する確認が実施された木材であることが別紙1に示す方法により証明されなければならない。</p> <p>5. サプライヤー（組織委員会が契約する物品・サービスの提供事業者）は、上記3または4に該当する木材を選択する上で、国内林業の振興とそれを通じた森林の多面的機能の発揮等への貢献を考慮し、国産材を優先的に選択するよう努めなければならない。</p> <p>6. サプライヤーは、使用する木材について、上記3の認証及び4の証明に関する書類を5年間保管し、組織委員会が求める場合はこれを提出しなければならない。</p> <p>7. 組織委員会は、使用する木材及び再使用する木材について、十分具体的な根拠とともに本調達基準に係る不遵守の指摘が示された場合には、当該指摘のなされた木材について調査を行う。この場合、サプライヤーは、組織委員会の行う調査に協力しなければならない。</p> <p>8. サプライヤーは、「持続可能性に配慮した調達コード基本原則」（2016年1月公表）の趣旨を理解し、これを尊重するよう努めなければならない。</p>

表 9.7-10 建築物環境計画書制度のエコマテリアルに関する評価基準

項目	評価基準
再生骨材等利用 (任意評価項目)	次のいずれかの材料として、再生骨材等を利用していること。 ①捨てコンクリート ②工作物に用いられる現場打ちコンクリート又はコンクリート製品 ③その他これらに準ずるもの
混合セメント等利用	杭、特定建築物の地下部分その他の当該セメントが利用できる部分に、次に掲げるセメントのいずれかを利用していること。 ①高炉セメントB種若しくはC種又はフライアッシュセメントB種若しくはC種 ②廃棄物を焼却した際に発生する灰を主たる原料としたセメント ③その他環境に配慮したセメント
リサイクル鋼材利用	電炉鋼材その他のリサイクル鋼材を鉄筋以外の構造用材料として利用していること。ただし、特定建築物の全部が鉄筋コンクリート造である場合は適用しない。

出典：「東京都建築物環境計画書作成の手引（第4版）」（平成29年3月 東京都環境局）

### 9.7.2 予測

(1) 予測事項

予測事項は、エコマテリアルの利用への取組・貢献の程度とした。

(2) 予測の対象時点

予測の対象時点は、大会開催前とした。

(3) 予測地域

予測地域は、計画地とした。

(4) 予測手法

予測手法は、施工計画等から推定する方法によった。

(5) 予測結果

建設工事にあたっては、「環境物品等の調達に関する基本方針」（平成29年2月7日変更閣議決定）等に基づき、環境物品（高炉セメント、フローリング、断熱材等）の調達や環境影響物品の使用抑制を図る。

また、工事において木材を調達する際には、組織委員会による「持続可能性に配慮した木材の調達基準」にできる限り基づくこととする。

したがって、エコマテリアルの利用が図られると予測する。

### 9.7.3 ミティゲーション

#### (1) 予測に反映した措置

- ・「環境物品等の調達に関する基本方針」等に基づき、環境物品等の調達や環境影響物品の使用抑制を図る。
- ・工事において木材を調達する際には、大会組織委員会による「持続可能性に配慮した木材の調達基準」にできる限り基づくこととする。

#### (2) 予測に反映しなかった措置

- ・建設資材についてエコマテリアルの適用品目があるものについては、積極的に適用品目を利用する計画である。
- ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」（平成 27 年 3 月 東京都）を踏まえ、砕石を搬入する場合は、エコマテリアルの利用について検討する。
- ・資材の搬入、副産物の搬出に当たっては、あらかじめ再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、実施状況は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書にて記録・保存を行う。
- ・エコマテリアルの使用状況については、フォローアップで確認する。

### 9.7.4 評価

#### (1) 評価の指標

評価の指標は、標準的なエコマテリアルの活用水準として、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の水準とした。

#### (2) 評価の結果

建設工事にあたっては、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等に基づき、建設資材等の環境物品（高炉セメント、フローリング、断熱材等）の調達や環境影響物品の使用抑制を図ることから、エコマテリアルの利用が図られると考える。

以上のことから、エコマテリアルの活用が図られ、評価の指標を満足するものとする。

